

受給者の皆様へ

現在雇用保険失業給付を受給されている皆様には、改めて下記の事項についてご留意いただくようお願いいたします。

不正受給について

偽りの申告を行った場合には、実際に支給を受ける前であっても、また、いかなる動機にもかかわらず、「不正受給」として厳しい処分が行われます。

- 不正を行った日以降、一切の支給はされません。
- 不正受給した金額について、全額返還を命じ、即刻返還いただきます。
- 不正受給した金額の2倍の額の納付を命じ、即刻納付いただきます。

就労事実の記載漏れであっても

法令等の規定により不正受給として処分される場合もありますのでご確認をお願いいたします。

不正受給の動機は

- 見つからなければ…
- 一日ぐらいだから…
- 試用期間中だから…
- 研修期間中だから…
- 短時間のパートタイムだったから…
- アルバイトのつもりだったから…
- 働いてもお金をもらっていないから…

などが目立ちます

不正受給は必ず発見されます

- ◆コンピューターシステムによる発見
- ◆国民の方からの投書や電話、メールなどの通報による発見
- ◆事業所調査（確認書類の提出等）による発見

偽りの申告など不正受給の疑いがある場合には、ハローワークによる調査が、就職先の事業所等に対して行われます。

少しでもご不明な点がございましたら職員にお問い合わせください。

ハローワーク立川 雇用保険給付課 042-525-8605

申告は、正しくもれなく、ありのまま